

第3章 京王多摩川駅周辺地区バリアフリー基本構想

1 重点整備地区の基本的な方針

本地区は、旧基本構想において、駅及び駅周辺のバリアフリー化が進んでおり将来的な動向を見据えバリアフリー化を展開していく地区（展開地区）として独自に設定され、それぞれの課題に応じたバリアフリー化を推進してきました。

また、京王多摩川駅の周辺で、土地区画整理事業*等の予定があることから、積極的にバリアフリー化を推進する必要があります。

本地区の移動等円滑化に関する基本的な方針は、マスタープランで示す以下の基本目標の達成を基本とします。また、土地区画整理事業などの関連事業との連携を図り、より実効性の高い計画とします。

<基本目標>

■実現性

目標年次を令和12年度に設定します。重点整備地区の基本構想では、事業実施時期を短期（～令和7年度）・中期（令和8年度～令和12年度）・長期（令和13年度以降）の3段階に設定します。

■継続性

マスタープラン及び基本構想に基づき、事業等の進捗管理を含めた継続的な生活環境のバリアフリー化の実現に取り組みます。

■発展性

マスタープラン及び基本構想で得た知見や技術等を活用し、市全域への展開を図るとともに、関連事業の進捗状況に併せた段階的な対応や法改正への対応等について、柔軟に対応します。

バリアフリー化に当たっては、地区内の生活関連施設及び生活関連経路において、アンケート調査やまちあるき点検の結果を踏まえ、積極的に特定事業を位置付け、バリアフリー化に取り組んでいきます。

2 重点整備地区の位置及び区域

(1) 重点整備地区

重点整備地区は、生活関連施設及び生活関連経路を含み、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であり、バリアフリー化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区になります。また、総合的に都市の機能を向上させるうえで、有効かつ適切な地区を含む範囲を設定します。

「京王多摩川駅周辺地区」は、旧基本構想において、将来的にバリアフリー化を展開していく展開地区として設定されており、土地区画整理事業などが予定されていることから、新たに重点整備地区に設定し、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進します。(面積:約65ha)

(2) 生活関連施設

移動等円滑化の促進に関する基本方針では、生活関連施設に該当する施設を“相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である”としています。

重点整備地区の生活関連施設は、マスタープランに示すとおり以下の設定方針に基づき設定します。

【生活関連施設の設定方針】

- ①旧基本構想における生活関連施設・準生活関連施設
- ②旧基本構想における生活関連施設に相当する施設
- ③協議会や市民意見等で位置付けが必要とされた施設
- ④生活関連経路沿いに立地する小規模郵便局、金融機関、公園等

高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者が日常生活又は社会生活において利用する施設であることを前提とし、次ページに示す抽出条件に基づき、市民の利用が多く見られる公共施設やバリアフリー化により生活利便性が高まる小規模郵便局、金融機関、公園等を生活関連施設に設定します。

参考(旧基本構想における生活関連施設の設定方針)

- ①調布市交通バリアフリー基本構想における特定旅客施設及び対象目的施設※1
- ②調布市交通バリアフリー基本構想における対象目的施設に相当する施設
- ③その他、協議会や市民意見等で位置付けが必要とされた施設

※1 対象目的施設:調布市交通バリアフリー基本構想における対象目的施設の設定方針は以下のとおりです。
ア アンケート結果から「よく利用する」、「時々利用する」との回答が多い施設(「よく利用する」、「時々利用する」と回答した人が全回答者の概ね30%以上を占める施設)
イ ベビーカー使用者等の特定の利用者層が多い施設
ウ 上記ア、イと同じ施設内又は駅からそこまで至る経路の途中及び経路の延長線上にある施設で公共性、公益性の高い施設

表 3.1 生活関連施設の抽出条件

分類		重点整備地区	設定方針			
			①	②	③	④
旅客施設		鉄道駅・バスターミナル	●	●		
建築物	市役所本庁舎・出張所等	市役所本庁舎・出張所等	●	●		
	公民館・集会所	地域福祉センター・公民館・青少年交流館・市民プラザあくろす・ふれあいの家	●	●	●	
	保健・福祉施設	総合福祉センター・保健センター・地域包括支援センター・ちょうふだぞう・すまいる分室・知的障害者援護施設なごみ・すまいる・そよかぜ・デイセンターまなびや・こころの健康支援センター・健康活動ひろば・子ども発達センター・子ども家庭支援センター・ちょうふの里・老人憩いの家・シルバー人材センター	●	●		
	文化・体育施設	文化会館・ホール・劇場・図書館・映画館・博物館・美術館・体育館・野球場・スタジアム・プール・競輪場	●	●		
	その他公共施設	警察署		●		
	医療施設	病院(100床以上)	●	●		
	宿泊施設	旅館業法の届出対象施設のうち客室数が50室以上のホテル・旅館			●	
		旧基本構想における生活関連施設・準生活関連施設	●			
	商業施設	大規模小売店舗立地法の届出対象施設(店舗面積1,000㎡以上)	●	●		
	金融機関	生活関連経路沿いに立地する銀行・信用金庫				●
	郵便局	調布郵便局	●			
生活関連経路沿いに立地する小規模郵便局					●	
その他	旧基本構想における生活関連施設・準生活関連施設	●				
公園	都市公園(都市計画公園)	近隣公園・広域公園・総合公園・特殊公園		●		
	その他公園	生活関連経路沿いに立地する上記以外の都市公園・仲よし広場				●
路外駐車場		駐車場法の届出対象施設のうち特定路外駐車場(駐車のために供する部分の面積が500㎡以上で、かつ駐車料金を徴収する路外駐車場)		●		

表 3.2 京王多摩川駅周辺地区 生活関連施設一覧

分類		施設名称
旅客施設		京王相模原線京王多摩川駅
建築物	公民館・集会所	下石原地域福祉センター
		小島町ふれあいの家
	保健・福祉施設	こころの健康支援センター・健康活動ひろば
		シルバー人材センター
	文化・体育施設	京王閣競輪場
郷土博物館		
金融機関	昭和信用金庫多摩川支店	
郵便局	調布小島郵便局	
公園	その他公園	京王多摩川さくら広場
路外駐車場		リパーク京王閣

(3) 生活関連経路

生活関連施設相互間を結ぶ経路をバリアフリー法に基づく「生活関連経路」に設定します。

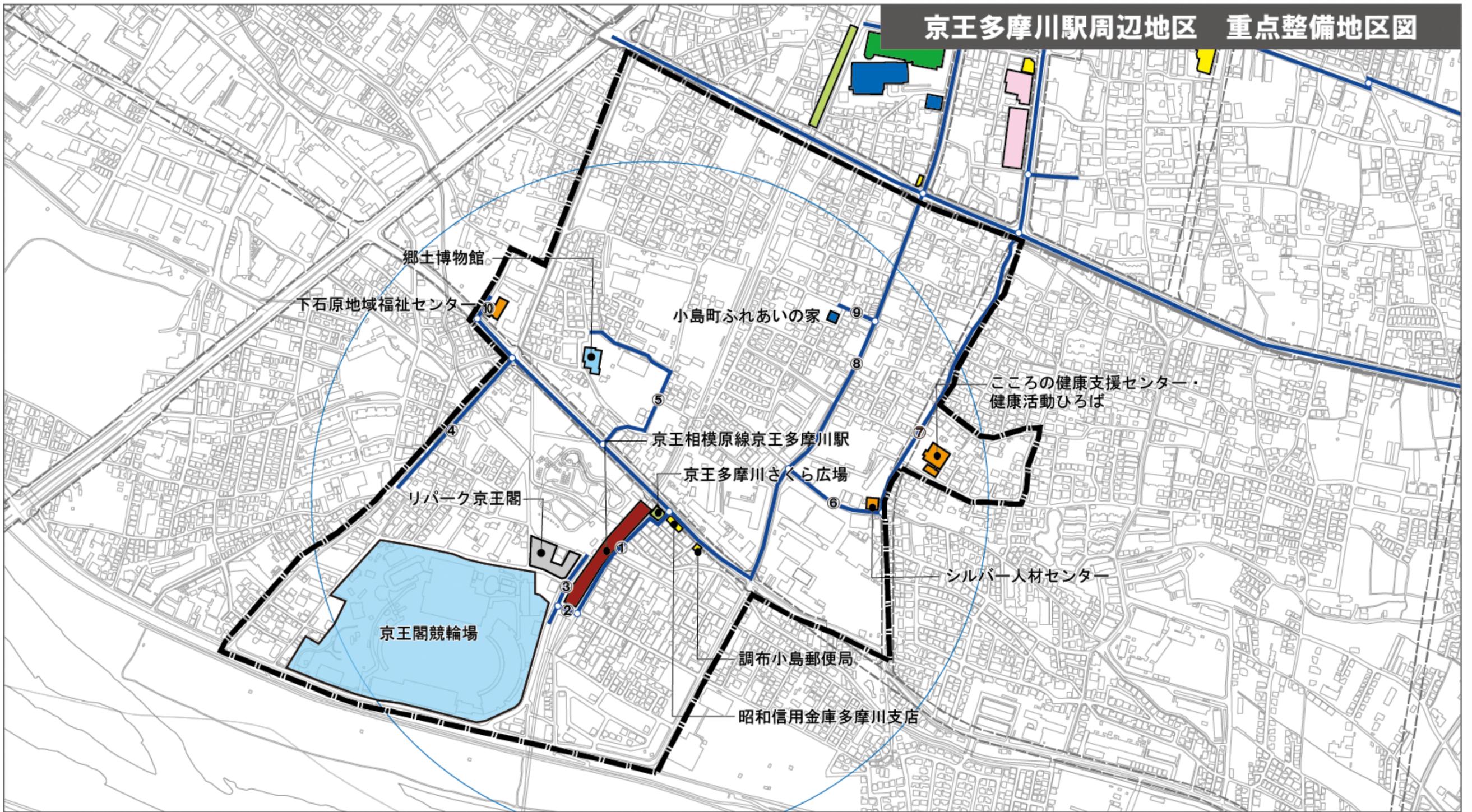
重点整備地区では、生活関連施設間を結ぶ経路を中心に、マスタープランに示すとおり以下の設定方針に基づき設定します。

なお、歩行者通行量や沿道施設の利用状況を踏まえ、利用頻度の高い経路を優先的に設定するとともに、重点整備地区内の歩行者ネットワークの連続性を考慮します。

【生活関連経路の設定方針】

- ①生活関連施設相互間の経路
- ②旧基本構想の重点整備地区における生活関連経路・準生活関連経路・ネットワーク経路
- ③エリア内・エリア間の歩行者ネットワークを形成する経路
- ④上位関連計画^{※1}において優先整備路線等に指定されている経路

※1 東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画), 東京都道路バリアフリー推進計画, 調布市道路網計画, 調布市自転車ネットワーク計画, 東京2020大会に向けた道路のバリアフリー化の取組み(重点整備区間), 国がバリアフリー法に基づき指定する特定道路[※]



生活関連施設				生活関連経路等		重点整備地区
旅客施設	文化・体育施設	複合施設	緑地	生活関連経路	都市計画道路	京王多摩川駅 65ha 調布駅・布田駅・国領駅
行政機関・公共施設等	商業施設	都市公園等	緑地			
保健・福祉施設	金融機関・郵便局	路外駐車場				

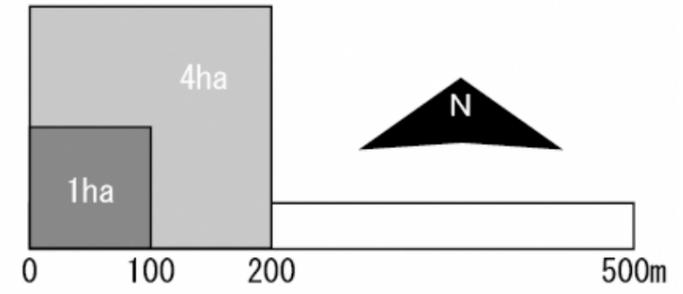


图 3.1 京王多摩川駅周辺地区 重点整備地区図

3 移動等円滑化に関する事項

重点整備地区を含む移動等円滑化促進地区のバリアフリー化の推進に向けて、マスタープラン及び基本構想では、バリアフリー化に関する主な基準等や多様な利用者が安全に移動・利用しやすい施設整備につなげるための共通の配慮事項を「バリアフリー方針」として示します。

バリアフリー方針については、関係事業者に周知及び理解、協力を求め、それぞれの事業推進の中で配慮した取組を実施していただけるよう相互理解を図りながら推進していきます。

なお、バリアフリー方針の内容は、別冊のマスタープランで示します。

また、アンケート調査結果やまちあるき点検結果における京王多摩川駅周辺地区に関する意見を基に、移動等円滑化に関する考え方を以下のとおり整理しました。

(1) 公共交通の移動等円滑化

京王多摩川駅では、エレベーターや車いす使用者用トイレの設置、視覚障害者誘導用ブロックの敷設などの基本的なバリアフリー整備がされています。

一方で、線路の曲線部に駅が設けられているため、ホームと車両の間に隙間が生じるなどの課題がありますが、駅の立地・構造上、改善が難しいという側面もあります。今後はそれら課題の改善を含め、更なるバリアフリー化による利便性・安全性の向上を目指します。

また、バス・タクシーでは、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの普及や乗務員教育の強化が課題となっています。

そのため、今後は京王多摩川駅周辺で予定されている土地区画整理事業との連携を図り、上記の課題を改善していくとともに、高齢者、障害者等に対する理解促進や施設利用の手助けといった人的対応・心のバリアフリーに関する取組も実施します。

(2) 道路の移動等円滑化

本地区は地形や都市構造的な制約から狭隘な道路も多く、生活関連経路に設定した道路は歩道の整備が進んでいますが、一部の区間で歩道が設置されておらず、歩行空間として十分な幅員が確保されていない箇所があります。

そのため、既存道路の安全性向上に向けたバリアフリー化や舗装、視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽等の適切な維持管理を実施します。

(3) 交通安全(信号機等)の移動等円滑化

本地区は、音響式信号機やエスコートゾーンなど、視覚障害者を誘導する施設の設置に課題があります。

こうした課題を踏まえ、音響式信号機や経過時間表示式信号機などのバリアフリー対応型信号機の設置や横断歩道における歩道の視覚障害者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーンの設置を推進します。

あわせて、自転車利用者へのマナー啓発活動を積極的に実施します。

(4) 建築物(路外駐車場を含む)の移動等円滑化

建築物では、十分な広さ・設備を有した車いす使用者用トイレやエレベーターが設置され、比較的高い水準のバリアフリー化が図られた箇所もありますが、それらの設備の未設置や出入口や通路等における段差・勾配が解消されていない箇所なども多くあります。

そのため、マスタープランで示すバリアフリー方針に基づき、高齢者、障害者等が利用可能かつ利用しやすい設備の設置や案内の充実など、建築物や路外駐車場のバリアフリー化を図ります。

また、令和2年の改正バリアフリー法において、心のバリアフリーに関する特定事業として新たに追加された「教育啓発特定事業」についても積極的に位置付けていきます。

(5) 公園の移動等円滑化

生活関連施設に設定した京王多摩川さくら広場は、京王多摩川駅に隣接しており、開放的な広場として地域住民等に利用されています。

公園については、主要な動線上に障害物を置かないようにするなど、適切な維持管理を実施します。

4 特定事業の内容

移動等円滑化に関する事項に基づき、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、都市公園特定事業、路外駐車場特定事業、教育啓発特定事業を位置付けました。

なお、事業の実施時期については、短期（令和3年度～令和7年度）、中期（令和8年度～令和12年度）、長期（令和13年度以降）の3区分とし、長期には、継続的に実施する事業のほか、目標年次である令和12年度までに実現が困難であり長期的な検討を要する事業についても位置付けます。

基本構想に特定事業を位置付けた場合、事業主体となる施設設置管理者等には、「特定事業計画の作成」と「これに基づく事業実施」の義務が課せられます。今後、基本構想策定後1年を目途に特定事業計画を作成し、計画に則した事業を実施するとともに、定期的に事業の進捗状況を調査していきます。

なお、各事業に示す実施時期の期間は、以下のとおりです。

短期	: 令和3年度～令和7年度に着手・検討
中期	: 令和8年度～令和12年度に着手・検討
長期	: 令和13年度以降に着手・検討
継続	: 計画期間を通じて継続的に実施・検討
順次	: 実現可能箇所・必要箇所から順次実施
検討中	: 実施時期について今後検討

表 3.3 特定事業対象施設等 一覧

事業種別	分類	施設名称等	ページ
公共交通 特定事業	旅客施設	京王相模原線京王多摩川駅	113
	バス	路線バス(京王電鉄バス株式会社)	113
		コミュニティバス(京王電鉄バス株式会社)	114
	タクシー	タクシー(一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会)	114
		タクシー(一般社団法人東京都個人タクシー協会)	115
道路 特定事業	市道	①市道南92号線	116
		②市道南91号線	116
		③市道南89号線	116
		④主要市道19号線	117
		⑤市道南69,71号線	117
		⑥市道南101号線	118
		⑦市道南102号線(保健所通り)	118
	都道	⑧下石原小島線(一般都道120号線)	118
	市道	⑧市道南70号線	118
		⑨市道南76号線	119
⑩市道南50-1号線		119	
交通安全 特定事業	—	信号機等	120
建築物 特定事業	公民館・ 集会所	下石原地域福祉センター	121
		小島町ふれあいの家	121
	保健・ 福祉施設	こころの健康支援センター・健康活動ひろば	121
		シルバー人材センター	122
	文化・ 体育施設	京王閣競輪場	122
		郷土博物館	123
	金融機関	昭和信用金庫多摩川支店	124
郵便局	調布小島郵便局	124	
都市公園 特定事業	その他 公園	京王多摩川さくら広場	125
路外駐車場 特定事業	—	リパーク京王閣	125

※道路特定事業に示す①～⑩の番号は107ページの重点整備地区図に記載の経路番号に対応しています。

(1) 公共交通特定事業

ア 鉄道事業者 事業主体:京王電鉄株式会社

表 3.4 鉄道事業者における事業の内容

対象施設	項目	事業の内容	実施時期
京王 多摩川駅	全体	施設・設備の更新に併せて以下のバリアフリー化検討を行います。また、実施時期等については市と協議します。 ○視覚障害者誘導用ブロックの JIS 規格への統一、敷設位置の調整 ○エレベーターの更新・大型化 ○券売機の蹴込み設置 ○車いす利用者用トイレの更新と一般トイレへの機能分散化	検討中
	ホーム	可動式ホーム柵の設置・ホームと車両の段差や隙間を縮小します。	検討中
	車両	車両のバリアフリー化を推進します。	継続
	案内・情報 バリアフリー	筆談器の設置を示す案内を掲示します。	継続
	教育啓発・ 心の バリアフリー	駅係員, 乗務員のバリアフリー教育を推進します。 エレベーター・エスカレーターやトイレ等における利用ルールやマナー, バリアフリーの取組等を周知する情報提供を実施します(ポスター・ホームページ等)。	継続

イ バス事業者(路線バス) 事業主体:京王電鉄バス株式会社

表 3.5 京王電鉄バス(路線バス)における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
車両	ノンステップバスへの代替を促進します。	中期
バス乗降場・ 停留所	バス車両の乗降位置にガードパイプ等の障害物がある場合は、道路管理者と協力し適宜対応します。	順次
	乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置します。(道路管理者と連携)	中期
	バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造にします(道路管理者と連携)。	中期
	安全な待合スペースを確保し、ベンチや広告付き上屋(電灯付き)の設置を促進します。	中期

その他設備	障害者割引に対応した IC カードの導入を推進します。	短期
案内・情報 バリアフリー	バス停やバス車内における案内を充実します。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施します。	継続
	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行います。	継続
役務の提供 (人的対応)	バス停留所への正着やニーリングを実施します。	継続
	乗務員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

ウ バス事業者(コミュニティバス) 事業主体:京王電鉄バス株式会社

表 3.6 京王電鉄バス(コミュニティバス)における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
車両	ノンステップバスへの代替を促進します。	中期
バス乗降場・ 停留所	バス車両の乗降位置にガードパイプ等の障害物がある場合は、道路管理者と協力し適宜対応します。	順次
	乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置します。(道路管理者と連携)	中期
	バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造にします(道路管理者と連携)。	中期
	安全な待合スペースを確保し、ベンチや広告付き上屋の設置を促進します。	中期
その他設備	障害者割引に対応した IC カードの導入を推進します。	短期
案内・情報 バリアフリー	バス停やバス車内における案内を充実します。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施します。	継続
	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行います。	継続
役務の提供 (人的対応)	バス停留所への正着やニーリングを実施します。	継続
	乗務員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

エ タクシー事業者 事業主体:一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会

表 3.7 東京ハイヤー・タクシー協会における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
車両	車いす使用者等も利用できる福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む)の導入を促進します。	順次

教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施します。	継続
-------------------	---------------------------------	----

オ タクシー事業者 事業主体：一般社団法人東京都個人タクシー協会

表 3.8 東京都個人タクシー協会における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
車両	車いす利用者等も利用できる福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む）の導入促進に向け、情報提供していきます。	継続
案内・情報 バリアフリー	筆談具やコミュニケーションボードの設置を啓発していきます。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施します。	継続
役務の提供 （人的対応）	乗務員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

(2) 道路特定事業

ア 経路番号:① 市道南92号線 事業主体:調布市

表 3.9 経路番号①における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	経路の実情にあった交通安全対策を実施します(路側帯の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示 等)(交通管理者と連携)。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

イ 経路番号:② 市道南91号線 事業主体:調布市

表 3.10 経路番号②における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	経路の実情にあった交通安全対策を実施します(路側帯の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示 等)(交通管理者と連携)。	長期
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

ウ 経路番号:③ 市道南89号線 事業主体:調布市

表 3.11 経路番号③における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	歩道のバリアフリー化を行います(勾配の解消, インターロッキングブロックの据替)。	長期
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック, 案内設備, 植栽等の適切な維持管理を行います。	継続

教育啓発・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続
---------------	---	----

エ 経路番号:④ 主要市道19号線 事業主体:調布市

表 3.12 経路番号④における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	交差点では車いす使用者が滞留できる平坦な部分を設け, 歩行者が安全に信号待ちできる空間をできるだけ広く確保します。	長期
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
	視覚障害者誘導用ブロックを連続的に設置する場合は, なるべく直線となるように配置し, 蛇行や屈折を最低限とします。	検討中
	視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は, 障害物(柵やボラード, 放置自転車, 看板, 商品陳列等)の撤去・指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック, 案内設備, 植栽等の適切な維持管理を行います。	継続

オ 経路番号:⑤ 市道南69,71号線 事業主体:調布市

表 3.13 経路番号⑤における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	経路の実情にあった交通安全対策を実施します(路側帯の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示 等)(交通管理者と連携)。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

カ 経路番号:⑥ 市道南101号線 事業主体:調布市

表 3.14 経路番号⑥における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続

キ 経路番号:⑦ 市道南102号線(保健所通り) 事業主体:調布市

表 3.15 経路番号⑦における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	経路の実情にあった交通安全対策を実施します(路側帯の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示 等)(交通管理者と連携)。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

ク 経路番号:⑧ 下石原小島線(一般都道120号線) 事業主体:東京都北多摩南部建設事務所

表 3.16 経路番号⑧における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	歩道の横断勾配の改善や, 舗装等の修繕に努めます。	継続
	道路施設形体の状況を踏まえ, 視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	検討中
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック, 案内設備, 植栽等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

ケ 経路番号:⑧ 市道南70号線 事業主体:調布市

表 3.17 経路番号⑧における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	平坦でがたつきのない滑りにくい舗装とします。	検討中

歩道等	交差点では車いす使用者が滞留できる平坦な部分を設け、歩行者が安全に信号待ちできる空間をできるだけ広く確保します。	検討中
	視覚障害者が歩道と車道の区別ができ、かつ、車いす使用者が円滑に通行できるように、歩車道境界の段差は1cm程度にします。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
	バス停は、バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造にします。	検討中
	視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は、障害物(柵やボラード、放置自転車、看板、商品陳列等)の撤去・指導を行い、適切な機能を確保します。	継続
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽等の適切な維持管理を行います。	継続

コ 経路番号:⑨ 市道南76号線 事業主体:調布市

表 3.18 経路番号⑨における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	経路の実情にあった交通安全対策を実施します(路側帯の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示 等)(交通管理者と連携)。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

サ 経路番号:⑩ 市道南50-1号線 事業主体:調布市

表 3.19 経路番号⑩における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	経路の実情にあった交通安全対策を実施します(路側帯の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示 等)(交通管理者と連携)。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中

維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

(3) 交通安全特定事業

ア 事業主体: 東京都公安委員会

表 3.20 東京都公安委員会における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
信号機等	音響式や経過時間表示式などのバリアフリー対応型信号機の設置を推進します。	順次
横断歩道	歩道の視覚障害者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーンの設置を推進します。(道路管理者と連携)	順次
安全対策	歩道のない道路では, 路側帯の拡幅や平坦化, ガードレールの設置, 舗装のカラー化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示など, 経路の実情に合った交通安全対策を検討します(道路管理者と連携)。	順次
教育啓発・心のバリアフリー	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進します(道路管理者と連携)。	継続

(4) 建築物特定事業

ア 下石原地域福祉センター 事業主体:調布市

表 3.21 下石原地域福祉センターにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	利用者に配慮した車いす使用者用トイレを整備します(十分な広さの確保, 障害物の撤去, 利用しやすいボタン, 袖壁, 温水洗浄便座, 目隠しカーテンの設置等)。	短期
	一般トイレにおける, 洋式便器の設置や車いす使用者等が利用できる広めの個室, オストメイト対応設備を整備します。	短期
案内・情報 バリアフリー	多様な利用者に分かりやすい案内サインを設置します(多言語化, デザインの統一, ふりがな表示やピクトグラムを活用等)。	検討中
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し, 設置を示す案内を掲示します。	短期
教育啓発・ 心のバリアフリー	車いす使用者用トイレの優先利用に関して, 利用者へのマナー啓発を実施します(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	継続

イ 小島町ふれあいの家 事業主体:調布市

表 3.22 小島町ふれあいの家における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	[車いす使用者用トイレ]目隠し用のカーテンを設置します。	中期
駐輪場	施設利用者向け駐輪場の整理・整頓を行います。	継続

ウ こころの健康支援センター・健康活動ひろば 事業主体:調布市

表 3.23 こころの健康支援センター・健康活動ひろばにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	[車いす使用者用トイレ]目隠し用のカーテンを設置します。	検討中
案内・情報 バリアフリー	コミュニケーションボードの設置を示す案内を掲示します。	短期

エ シルバー人材センター 事業主体:公益社団法人調布市シルバー人材センター

表 3.24 シルバー人材センターにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
全体	大規模改修時は、共通の配慮事項や移動等円滑化基準を踏まえたバリアフリー化を実施します。	長期
案内・情報 バリアフリー	多様な利用者に分かりやすい案内サインを設置します(大きくて分かりやすい表示, カラーユニバーサルデザインに配慮した配色, 多言語化, デザインの統一, ふりがな表示やピクトグラム の活用 等)。	短期
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し, 設置を示す案内を掲示します。	短期
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について, 係員の教育を実施します。	短期
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	短期

※大規模改修を伴う事業は施設所有者である調布市との協議・検討により実施します。

オ 京王閣競輪場 事業主体:株式会社京王閣, 東京都十一市競輪事業組合

表 3.25 京王閣競輪場における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
出入口・ 敷地内通路	車いす使用者等が利用しやすい出入口を確保します(安全で使いやすい戸, 出入口幅85cm 以上 等)。	中期
エレベーター	利用しやすいエレベーターを整備します(窓ガラス, 両側車いす用操作盤, 鏡の設置 等)。	検討中
階段	利用しやすい階段を整備します(両側, 2段手すりの設置, 勾配の改善, 段鼻の強調, カラーユニバーサルデザインに配慮 等)。	検討中
観覧席	通路に置かれた物等が通行の妨げにならないように配慮します。	継続
トイレ	利用者に配慮した車いす使用者用トイレを整備します(大型ベッド, 利用しやすいボタン, 袖壁, 目隠しカーテンの設置, 設備の適切な配置, 左麻痺・右麻痺への配慮 等)。	検討中
	一般トイレにおける, 洋式便器の設置や車いす使用者等が利用できる広めの個室, オストメイト対応設備を整備します。	検討中
	車いす使用者用トイレの利用集中を防ぐため, ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し, 分かりやすい案内を表示します。	検討中
	性的少数者(LGBTQ 等)への配慮や異性介助の点から, 男女共用トイレの整備を促進します。	検討中

駐車場	利用者に配慮した駐車場を確保します(車いす使用者用駐車施設の位置, 乗降スペース, 分かりやすい表示, 屋根 等)。	検討中
その他設備	利用しやすく, 分かりやすい案内所等を設置します(視覚障害者誘導用ブロック, 音声案内, 点字, インターホン, 車いす使用者でも利用しやすい高さのカウンターの設置 等)。	検討中
案内・情報 バリアフリー	聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置します(文字情報や光による情報の伝達 等)。	検討中
	案内サインのカラーユニバーサルデザインに配慮します。	検討中
	適切に視覚障害者誘導用ブロックを設置します(JIS 規格適合, 輝度比の確保, 滑りにくい材質, 障害当事者参加による敷設方法の検討)。	検討中
	触知案内図は音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により, 設置位置を把握できるように配慮します。	検討中
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し, 設置を示す案内を掲示します。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について, 係員の教育を実施します。	継続
	エレベーター等の優先利用に関して, 利用者へのマナー啓発を実施します(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	継続
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

カ 郷土博物館 事業主体:調布市

表 3.26 郷土博物館における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
エレベーター	利用しやすいエレベーターを整備します(十分な大きさ・基数の確保, 浮彫ボタン, 音声案内, 窓ガラス, 両側車いす用操作盤, 鏡の設置 等)。	短期
階段	カラーユニバーサルデザインに配慮し, 識別しやすい段鼻を設置します。	短期
案内・情報 バリアフリー	多様な利用者に分かりやすい案内サインを設置します(大きくて分かりやすい表示, カラーユニバーサルデザインに配慮した配色, 多言語化, デザインの統一, ふりがな表示やピクトグラムの活用 等)。	検討中
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し, 設置を示す案内を掲示します。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について, 係員の教育を実施します。	継続

教育啓発・心のバリアフリー	エレベーター等の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を実施します（分かりやすい場所への案内掲示 等）。	継続
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置します。	継続
	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

キ 昭和信用金庫多摩川支店 事業主体:昭和信用金庫多摩川支店

表 3.27 昭和信用金庫多摩川支店における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
教育啓発・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施します。	継続
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置します。	継続
	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

ク 調布小島郵便局 事業主体:調布小島郵便局

表 3.28 調布小島郵便局における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
出入口・敷地内通路	道路と建物の連続性に配慮します（段差や勾配の解消等）。	中期
案内・情報バリアフリー	適切に視覚障害者誘導用ブロックを設置します（JIS 規格適合、輝度比の確保、滑りにくい材質、障害当事者参加による敷設方法の検討）。	中期
	触知案内図は音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、設置位置を把握できるように配慮します。	中期

(5) 都市公園特定事業

ア 京王多摩川さくら広場 事業主体:調布市

表 3.29 京王多摩川さくら広場における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
出入口	歩道から出入口, 主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	検討中
	主要な動線上に障害物を置かないように配慮します。	継続

(6) 路外駐車場特定事業

ア リパーク京王閣 事業主体:三井不動産リアルティ株式会社

表 3.30 リパーク京王閣における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
教育啓発・心のバリアフリー	車いす使用者用駐車施設の優先利用に関して, 利用者へのマナー啓発を推進します(分かりやすい場所への案内掲示等)。	継続

